

ノア・ペニントンの法理とアンチダンピング申請

2020年9月30日
アンチダンピング共同申請促進研究会(第2回)

西村あさひ法律事務所
弁護士 藤井 康次郎

- 2つのアメリカ連邦最高裁判決により形成された法理
 - Eastern Railroad Presidents Conference v. Noerr Motor Freight (Noerr事件)(1961)
 - United Mine Workers of America v. Pennington (Pennington事件)(1965)
- 合衆国憲法修正1条に規定される請願権の行使に由来し、幅広い立法、行政及び裁判所への請願行為について、米国独禁法(シャーマン法)の適用を免除するもの。
- ただし、請願を仮装した反競争的な行為には責任免除は適用がない(仮装例外。Sham Exception)

■ Eastern Railroad Presidents Conference v. Noerr Motor Freight (1961)

- 長距離トラック運送会社らが、鉄道会社らに対して、鉄道会社らが共謀して、州知事がFair Truck Bill 法案に拒否権を発動すべきよう働きかけ、トラック運送会社を排除することにつながったとして、長距離輸送の独占を共謀したとして、反トラスト法違反であると訴訟提起した事案
- 最高裁は、請願権は権利章典により保護されている自由であり、政府活動に関する陳情である限り、反トラスト法は鉄道会社らの活動に適用されないと判示
- ただし、当該行為が「仮装」(Sham)であれば、反トラスト法の適用が正当化される可能性を示唆

■ United Mine Workers of America v. Pennington (1965)

- 小規模鉱山会社が、全米鉱山労働者連盟に対して、全米鉱山労働者連盟と大規模炭坑会社とが共謀し、中小規模の炭坑経営者が競争できなくなるような最低賃金制度の確立を労働長官に陳情したとして、反トラスト法違反であると訴訟提起した事案
- 最高裁は、政府機関に対して影響力を行使しようとする共同努力は、競争を排除する意図があったとしても、反トラスト法に違反するものではないと判示

■ California Motor Transport. Co. v. Trucking Unlimited (1972)

- 原告トラック運送会社が、被告トラック運送会社らに対して、被告らが州及び連邦政府に対して繰り返し陳情して、競争者を排除等して現在及び将来の競争を弱める等の目的で、原告が営業許可を取得、譲渡又は登録するための申請を妨げる共謀につき、反トラスト法違反であると訴訟提起した事案
- 本件共謀は、陳情により公務員等に影響を与える目的ではなく、競争事業者による当局への重要なアクセスを禁止し、決定プロセスを奪う目的(=上記申請を妨害する目的)でなされていることに言及した上で、ノア・ペニントンの法理が適用されない例外的な状況である旨を判示

- Professional Real Estate Investors, Inc. v. Columbia Pictures Industries, Inc. (1993)
 - 映画スタジオらが、リゾートホテル経営会社(PRE)に対して、宿泊客が客室で鑑賞できるようにPREがビデオディスクを貸したこと等について、著作権侵害で訴訟提起したところ、PREが、映画スタジオに対して、当該著作権侵害の主張につき、反トラスト法違反行為であるとして反訴した事案
 - ノア・ペニントンの法理の仮装例外の適用可否(=Sham Exception該当性)につき、以下の二段階の審査を行う旨、判示
 - 合理的な訴訟当事者であれば、現実的には本案勝訴を見込めないという意味で、客観的に事実無根(objectively baseless)である必要がある
 - その上で、当該事実無根の訴訟が、裁判所の手続を反競争的手段として利用することで、直接的に競争者の取引関係を妨害する意図を糊塗するものであるか否かという観点から、当該訴訟が「仮装」(Sham)に該当するかを判断する

- 最高裁は、California Motor事件で仮装例外の適用事例を示す一方で、PRE事件で仮装例外とされる範囲は狭い(責任免除の範囲は広範であること)点を判示した。
- その後、複数の控訴裁判所は、1件の請願がされた場合にはPRE事件に基づき、Sham Exceptionを適用するが、複数の請願がされた場合にはCalifornia Motor事件に基づき、仮に客観的合理性のある請願であるとしても、主観的事情(反競争的目的)の有無を判断する枠組みを採用
 - ・ 反トラスト法が適用免除される範囲を広げすぎないようにしている
 - ・ 1件の請願に比べて、複数の請願をする場合には、類型的に見て請願以外の何らかの意図があると疑われる点に、判断枠組みに差異を設ける理由は一応あると考えられる
- 他方、他の控訴裁判所は、請願件数に関係なく、PRE事件の二段階審査を適用し、仮装例外の拡大には慎重

- AD申請（及びADの発動）には、輸入競争者による競争圧力を減退させる効果が一定程度存在することが想定されるが、政府に対する正当な申請行為である以上、ノア・ペニントン法理により、反トラスト法の責任が免除される。

- ただし、以下の点には留意が必要
 - 根拠薄弱のアンチダンピング申請を、もっぱら海外生産者を脅したり、海外生産者の応訴対応の負担を課す目的で行うような場合には仮装例外に該当し、ノア・ペニントン法理による責任免除が得られない可能性。
 - ノア・ペニントン法理の適用を受けるためには、アンチダンピング申請の過程で情報交換をする際には、以下の点に注意しないとならない (Antitrust Enforcement Guidelines For International Operations, 1995)
 - 情報交換の範囲は、アンチダンピング申請に必要な範囲で行う
 - 競争上機微な情報は、弁護士等の第三者に集約、整理することとし、競争事業者間では直接行わない（反競争的な目的で利用されないことを確保する）